

広島県附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第五十二号

##### 広島県附属機関設置条例の一部を改正する条例

広島県附属機関設置条例（平成二十六年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中広島県難病認定審査会の項及び広島県小児慢性特定疾患認定審査会の項を削る。

##### 附 則

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。